

令和元年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月6日(一般質問)

令和元年 第3回 定例会 会議録

日時 令和元年9月6日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤木高裕	2番	横山和輝	3番	品川静
4番	古屋宏治	5番	田辺弘之	6番	栗須信治
7番	村瀬敬太郎	8番	今長谷武和	9番	
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	松田秀幹
教育長	太郎良順一	総務課長	立花博友
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	久芳良行
収納課長	松岡秀策	住民課長	田村明広
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	栗原俊孝	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	八尋正記	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	井上伸一	社会教育課長	松熊大

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配付しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

日程第1、「一般質問」を行います。

質問者は、6名でございます。

質問時間は申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内とします。

この際、議員の皆様には議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議では、議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただし、リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も言葉遣いに気をつけるように求めます。

発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

ご協力お願いいたします。

それでは、順次質問を許可いたします。

質問順位1番、栗須 信治 議員。

通告数は、2問です。

○議員（栗須 信治） おはようございます。

議席番号6番、栗須信治です。

本日は、2点質問いたします。

まず1点目は、教育振興の点から「篠栗町幼小中一貫教育について」尋ねます。

篠栗町では、平成28年9月より3年間、文部科学省の委託を受け、幼小中一貫した11年間の教育を推進する篠栗町小中一貫教育推進事業が実施され、昨年でその3年間（第1期）が終了しました。

今年度より新たに2期目がスタートし、篠栗中校区は、篠栗中学校、篠栗小学校、萩尾分校、勢門小学校、1中学校・2小学校の分離型で「篠栗学園」、篠栗北中校区は、篠栗北中学校、北勢門小学校、1中学校・1小学校の隣接型で「篠栗北学園」と呼び、篠栗学園には勢門幼稚園と篠栗幼稚園が、篠栗北学園には、北勢門幼稚園が加わり進められます。

子どもたちを取り巻く家庭環境や生活様式が大きく変化する中で、いじめ、不登校問題、中1ギャップ、小一プロブレムなど、様々な教育課題に対応することが求められております。

そういう中で、本町が進める学校や地域の特色を生かし、学校、家庭、地域が連携した一貫教育の取り組みが、さらに推進されます。

そこで、以下の点について質問します。

1点目は、第1期においてどのような成果があったのか。

2点目は、幼小中一貫教育にはどんな狙いがあるのか。

3点目は、一貫教育のゴール像をどのように描いてあるのか。

以上、3点についてお尋ねします。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

答弁を求めます。

○教育長（太郎良 順一） 栗須信治議員からの「篠栗町における幼小中一貫教育について」の3点のご質問がございました。

第1点は、「第1期における成果について」でございます。

栗須議員のご質問にもございましたように、篠栗町においては、平成28年度より幼小中一貫教育に取り組んでおり、平成28年度からの3カ年を第1期、令和元年からの3カ年を第2期と位置づけております。

ここで第1期の成果にお答えする前に、全国で小中一貫教育に取り組むようになった背景と篠栗町における取り組みの経過について触れたいと思います。

先ほど、栗須議員のご質問の中にもございましたが、小中一貫教育の背景にあるのは、いわゆる「中1ギャップ」「小1プロブレム」でございます。

「中1ギャップ」とは、小学生が中学生になったときに、中学校生活に適應できない生徒が増加したことです。

中1の不登校の生徒も増加いたしました。

また、「小一プロブレム」という言葉も生まれました。

幼稚園・保育園から小学校に入学したばかりの1年生の中に集団行動ができない、座って話を聞くことができないなど学校生活になじめない状態が続く子どもが出てきました。

そこで、幼少、小中の接続をスムーズにしようという取り組みが始まりました。

これが小中連携や幼小連携の取り組みです。

連携の取り組みは、一貫へと進展していき、平成18年頃から本格的な取り組み

が始まっていきます。

そのような中、篠栗町においては、隣接する北勢門小学校・篠栗中学校において、既に連携が進んでおりましたが、平成27年度に両校を小中一貫教育モデル校と位置づけ、先行研究を進めるとともに、その成果をもとに、平成28年度より篠栗町内の町立幼稚園・小学校・中学校において、幼・小・中一貫教育に取り組んでまいりました。

それでは、第1期における成果についてお答えいたします。

第1点は、篠栗町がめざす子ども像の共有化が図られたことです。

篠栗町学校教育プランには、めざす子どもの姿を「高い志をもち、心豊かでたくましい篠栗っ子」としています。

幼小中の教職員が全員この姿をめざすという意味統一が図られました。

第2点は、何に取り組むかを明確にしたことです。

その一つが、めざす子どもの姿にも使われている「志」の教育です。

幼稚園児から中学生まで発達段階に応じて「志教育」を行うために、町独自のカリキュラムを作成しました。

このカリキュラムは、道徳や特別活動の時間を使って学習され、地域行事や地域連携活動・地域貢献活動において実践されます。

学びと実践が一体となったカリキュラムによって「志」を育てています。

第3点は、生徒指導や学習指導において、小中が共通するところは統一しました。例えば、挨拶や掃除の仕方、家庭学習のあり方などです。

第4点は、学校種間の教職員相互の親和性の向上です。

幼小中の職員が研修会や会議の場で顔を合わせる機会が増え、お互いの理解が深まり、信頼関係が構築されました。

以上4点を第1期における成果ととらえております。

2点目の質問は、「小中一貫教育はどのような狙いがあるか」でございます。

篠栗町がめざす子ども像を具現化するには、幼稚園・小学校・中学校が子どもの資質・能力を系統的かつ効果的に高めていくとともに、相互の指導内容を把握し、接続をスムーズにする必要があります。

そのため、幼小中の一貫した教育体制の構築は不可欠です。

また、文部科学省は、平成28年に「次世代の学校・地域創生プラン」を発表しました。

サブタイトルは、「学校と地域の一体改革による地方創生」です。

ここでは、「社会に開かれた教育課程の実現」や「地域とともにある学校」への転換という方向性が示され、学校運営協議会の設置や地域と学校の連携・協働に向け、地域学校協働活動の推進が求められています。

本町においても、学校運営協議会や地域学校協働本部の設置を行い、学校・地域・家庭が一体となって、子どもを育てる体制の整備を進めて参りたいと思います。

幼小中一貫教育は、「地域とともにある学校」をめざす上でも、必要不可欠であると考えます。

3点目の質問は、「幼小中一貫教育のゴール像」です。

幼小中一貫教育のゴール像は、いくつかの視点で描いています。

まず、1つは「志教育カリキュラム」の完成と定着です。

最初の質問のところでも触れましたが、志教育カリキュラムは、篠栗町独自のカリキュラムであり、幼少中をつなぐ核となる指導計画です。

これは、将来の夢をもって、人や地域に貢献しながら、自分を高め続けることを目的としています。

2つ目は、小中の授業乗り入れ、つまり小学校の教諭が中学校1年生の授業を、中学校の教諭が小学校で授業を実施することです。

これによって小学校の中学校での不安が減少することが期待できます。

また、中学校教諭が小学校で授業することにより、小学校で検討されている高学年における教科担任制への対応も考えることができます。

3つ目は、学校と地域が相互にかかわり合い、学校を核として地域社会が活性化していくことです。

以上が、幼小中一貫教育がめざすゴール像でございます。

以上3点について、お答えいたしました。

○議長（阿部 寛治） 再質問しますか。

はいどうぞ、栗須議員。

○議員（栗須 信治） この一貫教育の取り組みの中で、幼小中一貫教育の基盤となる幼児教育の充実が重要になるかと思えます。

町立幼稚園以外の保育園や私立幼稚園とは、どのように連携をしていかれるのか。その点についてお尋ねします。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（太郎良 順一） はい、今のご質問にお答えします。

町内には、ご指摘のように、町立幼稚園以外にいくつかの幼稚園において幼稚園

教育が実施されております。

これらの幼稚園との連携においては、一つは、それぞれの幼稚園にご案内いたしまして、町内の研修会を実施いたしております。

また、子どもの支援委員会という発達に課題のある子どもさんであるとか、あるいは、障害をおもちの子どもさんの小学校への入学の際に連絡会を実施いたしております。

そういう中で、そういう子どもさんの共通理解をいたしております。

そういうふうな中で、本町がめざしている幼小中一貫教育、特に、幼稚園と小学校の接続、そういうふうなことも、その中で議論されているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） 篠栗学園のほうでは、1 中学校 2 小学校の分離型となりますが、小学校と小学校や地域と地域の連携、これが大事になってくるかと思いますが、その点はどのように進めていかれるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（太郎良 順一） 既に、両小学校においては、校区づくり実行委員会が結成され、それぞれの取り組みがそれぞれの小学校の子どもの実態に応じて進められております。

また、小学校、中学校においては、それぞれの実行委員会の中に、中学校の管理職あるいは主幹教諭が出席をしながら、同じテーブルで議論をしているところでございます。

そういうふうな中で、小中の連携、あるいは一貫に向けた議論がなされており、共通理解を進めながら同一歩調で進めていくという風土を今作っているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） 篠栗北学園では、1 小学校、1 中学校の隣接型で9年間過ごすわけですが、高校の進学後、高1ギャップという問題がありますが、その点についてはどのように対応されていくのか、その点ちょっとお尋ねします。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（太郎良 順一） 今、議員がご指摘になった課題と申しますか、それはかなりやはり、このような体制、1 小 1 中という体制の中で、多くの人たちと交わらない、クラス編成があってもほとんど同じクラスであるし、幼稚園のころから十分知っているという、そういうふうなことから、高校に行ったときに、なかなかコミ

コミュニケーションが発揮できないというふうな点がございました。

これについては、中学校の段階で、高校進学について言うと、今体験入学等がございますので、その学校の雰囲気というのをそこで味わうことができますし、また、今ちょうど北中においては、夏休みの終わりに職場体験等に行っております。

そういう中で、学校とは違う、今までとは違うと人たちとの触れ合いであるとかコミュニケーション、そういうふうなことがございます。

そういうふうに、一つは高校進学について言いますと、体験入学の機会を多く提供し、そういうふうな中で、出身校とは違う福岡市内の生徒さんであるとか、あるいはその周辺の生徒さんであるというようなことが、触れ合える機会を多くしているところでございます。

学校教育以外でもですね、例えば、部活動であるとか、そういうふうなことも盛んになっておりますので、そういうふうな中で、全く違う地域の人たちと触れ合うという機会は事あるごとに設けているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） 一貫教育を進めていく上ですすね、様々な問題や課題が出てくるとは思いますが、改善を重ねながらじっくりと取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に。

○議長（阿部 寛治） 終了しましたね。

はい、どうぞ、2問目を。

○議員（栗須 信治） 防災の観点から「鳴瀬ダム 緊急放流の可能性について」お尋ねいたします。

2年前の九州北部豪雨、昨年の西日本豪雨に続き、今年も九州南部を中心とした豪雨災害が発生しました。さらに、8月28日には九州北部で線状降水帯が結成され、記録的な大雨となり、大きな被害をもたらしました。

被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧復興を願っております。

もはや「記録的豪雨」は、毎年どこで発生してもおかしくない状況であります。

昨年の西日本豪雨では、愛媛県を流れる肱川が川の上流にある野村ダムの緊急放流で氾濫し、住民が犠牲となっております。

急激な増水を引き起こしたダム放流の情報は、住民の皆様に十分に伝わっていません。

本町にあります鳴淵ダムは、平成14年に洪水調節等の目的で竣工され、以後、多々良川の氾濫危険度は大きく低減されております。

そこで恩恵を受けております鳴淵ダムは、緊急放流の可能性があるのか。

また、ダム放流の情報は、住民にどのような形で伝わるのか。

それをお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 答弁をお願いします。

はい、総務課長。

○総務課長（立花 博友） それでは、栗須議員の「鳴淵ダム 緊急放流について」のご質問にお答えします。

鳴淵ダム緊急放流は、本町におきましても、平成21年7月の中国・北部九州豪雨におきまして実施されております。

その時は、降り始めから2時間で200ミリ近い雨量を観測し、鳴淵ダムの急激な水位上昇があったことから、町へ福岡県、ダム事務所等からファクスの通告後、1時間後に実施されております。

なお、ダムの緊急放流は、多々良川の観測地点（金川橋、雨水橋等）の水位情報を確認しながら実施されておきまして、本町におきましては、緊急放流によります被害の報告等はございませんでした。

現在は、福岡県、ダム事務所等からファクスに加え、直接電話（ホットライン）による情報伝達がなされることとなっております。基本的には、緊急放流の可能性のある3時間前に、第1報がなされることとなっております。

その時点で、町は、避難準備・高齢者等避難開始等の発令判断の目安といたしまして、町内放送で住民の皆さんにお知らせすることとしております。

第2報は、緊急放流の1時間前で、避難勧告等の発令判断の目安とし、第1報と同様に、町内放送で住民の皆さんにお知らせすることとしております。

第3報は、緊急放水操作開始時になされ、避難指示（緊急）等の発令判断の目安とし、第1報、2報同様に、町内放送を行うこととしております。

なお、降雨の状況の変化によりまして、緊急放流の開始時間に変更があった場合についても、随時報告を受けることとなっております。早めの緊急放水の可能性が高い場合は、早急に町内放送を実施することとしております。

なお、ダム近隣の住民の方には、ダム事務所からサイレンの吹鳴により警報が行われます。

サイレン吹鳴のタイミングは、第1報時の緊急放流の可能性のある3時間前と第

3報の緊急放水操作開始時であります。

また、急激な河川水位上昇が考えられる第1報の30分前にもございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問はありますか。

はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） 多々良川の両岸には、広範囲に浸水想定区域があります。

大雨のピークとダム放流が重なれば、大きな被害が発生する恐れがあります。

警戒区域ごとの情報伝達や避難体制の整備を今後も進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） 質問順位2番、藤木 高裕 議員。

通告は、2問です。

○議員（藤木 高裕） おはようございます。

議席番号1番、藤木高裕でございます。

夏の猛暑が落ちついてきたところに、今年も豪雨による被害が出ております。この国に住む以上、災害は避けて通れないものであります。日々万全の準備を怠らないように生活していきたいと思っております。

さて、今回の私の質問は、2問あります。

まず初めに、「産業団地開発事業における土地鑑定」に関する質問をさせていただきます。

町は土地の売買を行う場合、土地の適正な評価額を知るために鑑定を行います。

その目的は、特別な事情がない限り、町有地の売却の際は、評価額を下回らないようにするためだと認識しております。

先の6月議会の一般質問における私の「事業を実施することにより発生する費用は全て事業者の責任において負担することが一般的である」との質問に担当課長は、「事業用地を売却するにあたり、公正な価格を買主に示すため、不動産鑑定を行っている。従って、適正な不動産鑑定が示されるのであれば、それが売買価格になり、全ての事業費が進出企業の負担になると認識していない」と回答されました。

しかし、貴重な町費により開発事業を行い、その用地を民間に売却する場合、鑑定額で売却しているから問題はないとの主張に大きな問題があると考えます。

なぜなら、開発事業における鑑定は、完了後の用地を不当に廉価で売却しないよ

うにするために行うものであり、用地を生み出した費用が評価額を下回ったとしても、評価額より安く売却し、町民の財産を損なうことがないようにしたものであります。

この北地区産業団地のように、造成に要する費用が評価額をはるかに上回る場合は、収支で赤字を出すことがないような価格で売却すべきと考えますが、そもそも評価額をはるかに超えるような価格で売却しなければならない開発を行うこと自体が問題だと思っております。

担当課長は、過去の経験がなくても問題ないと言いつけられましたが、経験のなさや十分な検討をしてこなかったことが、このような認識の違いや町に大きな負債を生じさせる原因になったのではないかと考えております。

見解を求めます。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁をお願いします。

はい、町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

まず、ご質問の前に議長よりお許しをいただきまして、2点ほど、質問者に確認をしたいと思いますよろしゅうございませうか。

○議長（阿部 寛治） はい、許可いたします。

○町長（三浦 正） ありがとうございます。

ご質問は、産業団地開発事業における土地鑑定額に対するご質問で、ただ今縷々述べられました。

議員におかれましては、議員に当選される前の平成31年篠栗町議会第1回定例会中、平成31年3月14日に開催されました篠栗北地区産業団地整備事業特別委員会において、篠栗町が提出いたしました篠栗町としての開発事業及び関連事業に対する考え方の再確認という資料があるのを御存じでございますか。

また、これまでの産業団地整備事業特別委員会でのやり取りを、これは議会事務局において全て閲覧できることが可能であります、その会議資料をごらんになりましたか。

以上2点についてご質問いたします。

○議長（阿部 寛治） はい、町長の質問はわかりましたか。

はい、どうぞ。

○議員（藤木 高裕） 第1回の資料につきましては、私が見ていると思っているものに関しては、町長がおっしゃられる「その資料をごらんになりましたか」とい

う質問に対して、その資料を照らし合わせる事が今できてないと思うんですけど、私は一応見たと思っております。

委員会についても、私自身資料を見ております。

その上で分らないところもありますけど、質問をさせていただいております。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 分りました。

質問の内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） 藤木議員からのご質問の「産業団地開発事業における土地鑑定額に対する認識について」お答えいたします。

今回の篠栗北地区産業団地開発整備事業は、先に企業誘致を進めながら地区計画の設定や開発許可の取得、そして、造成工事に着手し、造成工事完了後、進出企業に速やかに工場建設へ着手してもらい、操業開始に繋げてもらうためオーダーメイド型の手法を取っております。

これは、「篠栗町まち・ひと・しごと総合戦略」の重要な施策の一環であり、本町が持続可能な町となるための礎となるものでございます。

令和元年6月議会において、藤木議員から「事業を実施することにより発生する費用は、全て事業者の責任において負担することが一般的だと考える」とのご意見をいただきましたが、今回の篠栗北地区産業団地におきまして係わる事業費を全て進出企業に按分し、負担させるとなれば造成工事完了間近での売買価格の提示となるため、進出企業決定のプロセスに影響を及ぼすことにもなります。

また、不動産価格は、一般的に市場取引価格で判断されることから、進出の意思決定を判断する大きな要素となり、検討する企業もこの点を重要視しているところでございます。

次に、不動産鑑定額を売買価格としたことについてのご意見でございますが、企業が篠栗北地区産業団地の進出を検討する際、開発事業者である町が売買価格を提示するにあたり、根拠となるものが必要となります。

そこで、不動産鑑定士という資格を有する第三者に査定を行ってもらうことで、その価格に信用が付き、企業も契約まで進めていただいているところでございます。

なお、令和元年6月議会において「過去に開発経験がなくても問題がないと言いつつ切った」と言われますが、確かに開発経験が豊富であれば、それに越したことがないと考えますが、そのために開発経験が豊富な事業パートナーなどと連携して諸問

題の解決を図りながら事業を進めているところでございます。

また、「町に大きな負債を生じさせることになった」とのことですが、現在、進出が確定している企業から「これからは、篠栗町が私たちのホームとなります。今後、まちづくりにも積極的に協力していきたい」との言葉をいただいております。

このように住民と企業、そして行政が一体となってまちづくりに参画することが今後重要と考えます。

篠栗北地区産業団地開発がこれからの篠栗町の発展に寄与するものとなるよう事業を進めてまいりますので、その点も将来的に見守っていただければと存じます。

○議長（阿部 寛治） 藤木議員、再質問ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（藤木 高裕） 今この状態で売買価格の提示のため、進出企業決定のプロセスに影響を及ぼすという回答がありましたが、これだけ今、赤字額が膨らんでいる北地区産業団地の開発を町民の皆様はどうやって説明していくのか。

負担額が1世帯当たりいくらになっていくのか。

そういったところまで今来ていると思っております。

そういったところは、どうやって町民の皆様はこの開発事業の負担を説明していくのかお答え願います。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） そのような議員の、平成31年度第1回定例会における議員のご質問に答えるべく、平成31年3月14日に開催されました篠栗北地区産業団地整備特別委員会において、私どもから篠栗町としての開発事業及び関連事業に対する考え方の再確認というペーパーを出し、事業者としての篠栗町、まちづくりを行う全体としての篠栗町、そういうふうな認識を含めてご説明したところでございます。

先ほどの私からの確認の質問の中の答弁において、その辺の認識が曖昧であるように感じましたので、そういうところをしっかりとご認識いただいた上で、また次の機会にでもご質問賜ればと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、藤木議員。

○議員（藤木 高裕） 例えば、現段階で、町としての負担額、町が事業者としての負担額、負債額というものを別々に出すことは可能でありますでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） その委員会の席でも申し上げましたが、事業が完成したときに、

それぞれの額を整理して皆様方にお示しすると申し上げておりますので、その辺の議事録も含めて確認いただければありがたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、藤木議員。

○議員（藤木 高裕） そうは言っても、もう9月でございます。

完成したときに、赤字額が10億円、15億円になりましたというのでは、私が一議員として町民の皆様の責任を持ってここに立たせていただいております。

だからこそ今お答えになられる範囲で、大体これぐらいになるという額を示していただけないでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） これにつきましては、度々ご説明して、示しているところでございますので、議員においてご確認いただければありがたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、藤木議員。

○議員（藤木 高裕） この北地区産業団地開発は、もう町の将来を担う大切な開発となっております。

しっかりと私自身もこの先の将来を見据えて勉強していきたいと思っています。

どうぞ、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 2問目。

はい、行ってください。

○議員（藤木 高裕） では、2問目に移らせていただきます。

「本町における新たな特別養護老人ホームの必要性について」伺いたいと思います。

本町における新たな特別養護老人ホームの話題が取り上げられております。

その真偽はさておき、この度、新設の必要性の有無に関し尋ねます。

まず初めに、古賀市及び糟屋郡内の特別養護老人ホームについて、施設ごとの定数及び入所状況を伺います。

そして、そもそも本町において、特別養護老人ホームを新設する必要があるか、率直に尋ねます。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまのご質問の答弁に入ります前に、また敢えて議員にご確認をしたいことがございまして議長にお許しをいただければと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○町長（三浦 正） ご質問の内容についての議論のベースとなるのは、介護保険行政についての認識を共有することであろうかと思っております。

介護保険制度は、本来は市町村が保険者となるべき制度としてスタートいたしましたが、篠栗町は制度発足当時から福岡県広域介護連合に参加しております。

敢えて確認の意味でお尋ねいたしますが、福岡県広域介護連合は、県内60市町村のうち何団体が所属し、古賀市を含む糟屋地区1市7町でどの自治体が参加しているかを御存じなのか、その辺のところの確認をいたします。

また、今回、特別養護老人ホームの公募についてのご質問の中で、「本町に新たな特別養護老人ホームの新設が取り上げられている。その真偽はさておき」というような表現で今冒頭ご質問スタートされましたが、この件は令和元年第2回定例会の全員協議会において、福祉課から説明しているものでございます。

ただいまの冒頭の本町に新たな特別養護老人ホーム建設が取り上げられているとか、その真偽はさておきとかいう表現は全くそぐわないと思いますので、その部分については削除願いたいと思いますが、ご意見をお願いします。

○議長（阿部 寛治） はい、藤木議員。

○議員（藤木 高裕） 私の勉強不足であります。

町長が申された広域介護保険に何団体が何市町村が加入しているのかは、私勉強不足であります。もしよろしければ、お教え願いたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 広域介護連合は、60市町村のうち33団体が加入しております。私どもの町もその一員でございます。

私は、糟屋地区の支部長をしております。そしてまた、糟屋地区1市7町では、古賀市と粕屋町を除く6町で糟屋郡の広域連合を形成しているのが実情でございます。

このような特別養護老人ホームの建設につきましても広域介護連合の大きな課題の中での取り組みだということを、まずご認識いただくのが必要であろうかと思っておりますので申し添えておきます。

もう一点、質問していましたが。

○議長（阿部 寛治） はい。

○議員（藤木 高裕） 第2回定例会のこの議案を私忘れておったか、勉強不足でありましたのでこの部分は削除したいと思います。

その上で聞いていきたいと思っております。

- 議長（阿部 寛治） その上で。
- 議員（藤木 高裕） その上で、施設ごとの定数及び入所者状況と本町において新設の必要性があるのかについて伺いたいと思います。
- 議長（阿部 寛治） はい、町長。
- 町長（三浦 正） 削除されるということの認識でよろしゅうございますか。
- 議長（阿部 寛治） はい、藤木議員。
- 議員（藤木 高裕） 「本町における新たな特別養護老人ホームの話題が取り上げられて、その真偽はさておき」の部分削除したいと思います。
- 議長（阿部 寛治） はい、町長。
- 町長（三浦 正） それでは、第2問目の質問について、福祉課長から答弁をいたします。
- 議長（阿部 寛治） はい、福祉課長。
- 福祉課長（平山 智久） それでは、藤木議員の「新たな特別養護老人ホームの必要性について」のご質問にお答えいたします。

篠栗町議会第2回定例会、6月6日の全員協議会の内容と一部重複する部分があることをご容赦いただき、6月以降の進捗状況を併せて説明いたします。

まず、本年5月から町ホームページ上で設置事業者の候補者を選定するプロポーザルの参加者を募集しております。

参加事業者は、社会福祉法人つくも会1社でございましたが、7月19日にプレゼンテーション審査を実施し、基準点に達しておりましたので、同法人を設置事業の候補者とし、8月9日に介護保険広域連合に協議書を提出しております。

年内に福岡県との協議が整った後は、令和2年度初めに補助金の交付決定、同年度中に整備が完了、サービス提供が開始されるという運びです。

それでは、ご質問の糟屋地区の特別養護老人ホームの施設ごとの定員数と入所状況についてお答えいたします。

古賀市には、定員50人、40人の2施設があり、いずれも満床。

待機者は108人と50人。

粕屋町には、定員50人、30人の2施設があり、いずれも満床。

待機者は70人と30人。

久山町には、定員50人、40人の2施設があり、いずれも満床。

待機者は10人と20人。

宇美町には、定員40人、60人の2施設があり、いずれも満床。

待機者は39人と38人。

須恵町は、定員50人の1施設が満床。

待機者は35人。

志免町には、定員100人、70人の2施設があり、いずれも満床。

待機者は30人と26人。

新宮町には、定員50人、40人の2施設があり、いずれも満床。

待機者は77人と30人。

本町は、定員50人の1施設が満床。

待機者は53人です。

各施設とも広域型特別養護老人ホームで、入所状況、待機者数については、8月28日から29日に直接施設に電話で問い合わせをさせていただいております。

各施設の待機者を合計しますと616人と、非常に大きな数字になりますが、利用希望者が申請される際には、複数個所に申し込まれる傾向がございますので、実待機者数は減少するものと思われま

す。各施設間で申込者を照合することは不可能であり、実待機者数の把握が困難であることをご了承ください。

続いて、本町においての特別養護老人ホームの必要性についてお答えします。

先ほど述べました各施設の待機者数の合計616人に対しまして、糟屋地区で令和2年度中に整備される予定床数は、粕屋町50、新宮町60、本町が80床で合計190床です。

また、介護保険広域連合の推計によりますと、平成30年度から令和2年度の間で、古賀市、粕屋町を除く粕屋支部管内において、利用見込み者が224人増加する試算ですが、構成町である新宮町・篠栗町計140床の増床では84床が不足し、やはり見込み数に整備量が追いつきません。

以上、述べましたとおり、現在福岡県に協議を行っております特別養護老人ホームの対象者は、本町住民だけではなく、広域的需要に基づき整備されるもので、本町高齢者福祉計画のみならず、介護保険広域連合第7期事業計画、第8次福岡県高齢者保健福祉計画においても、その整備量が定められております。

本町では、高齢者がいつまでも地域で健やかに生活していただけるよう、介護予防事業に力を注いでおりますが、要介護状態の方も今後さらに増加することが見込まれるため、特別養護老人ホームの新設の必要性はあるものと考えております。

○議長（阿部 寛治） 再質問ございますか。

はい、藤木議員。

○議員（藤木 高裕） 介護の業界をめぐる今、問題は非常に深刻になってきていると思っております。

まず、介護を行う上での人材不足の話が非常に取り上げられていると思います。

篠栗町にも介護施設、特養以外でも、ほかにもあると思っております。

その施設の方々でも今、人が足りていないという話を聞いております。

その点については、今後、特別養護老人ホームの新設するにあたり、人材の確保というものは、どうやって行っていくのかお尋ねします。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまのご質問は、この質問の通告をかなり外れた内容であろうかと思っております。 別次元の問題であろうかと思っております。

この申請される特別養護老人ホームの事業体につきましては、その人材手当も含めての要望書を私どもが町の審査会で審査し、妥当と判断して県に上げているものであることをご報告いたします。

○議長（阿部 寛治） はい、藤木議員。

○議員（藤木 高裕） 篠栗町の今、例えば、敬光園でしたら満床になっていないという、そもそも半分ぐらいしか入っていないという話を聞いております。

そういったことはどうお考えでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 議員におかれては、もう少しお勉強していただきたいのは、敬光園が特別養護老人ホームである部分と、それから前のいわゆる老人福祉法に基づく施設である部分、そういうふうな切り分けがありまして、介護保険法に基づく特別養護老人ホームというのは、新たにできた施設でございまして、そういう該当する人が敬光園に入ることができないという実態があるわけですね。

その辺のところを理解した上でご質問していただきたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、藤木議員。

○議員（藤木 高裕） 町長もおっしゃるとおり、私、正直に勉強不足であります。

しかし、ほかの施設も今、特別養護老人ホームができたら、私たちの経営が苦しくなるという話を聞いております。

その点も踏まえて、今ここで話していきたいと思っております。

ですが、ちょっと私まだ勉強不足でありますので、今回の質問は、ここで終わりたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） 質問順位 3 番、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 議席番号 5 番、公明党の田辺弘之でございます。

今回は、「ヘルプカード及びヘルプマークについて」質問いたします。

近年認知症の方が、自分の家にどう帰っていいかわからなくなったり、道に迷ってしまったり。また、障がいのある方が、今年完成した篠栗駅東側自由通路などのエレベーターが完備されましたが、まだまだ移動の際、不自由な事もたくさんございます。

そこで考えられたのがヘルプカードです。ヘルプカードとは、このようなもので、実際は、こういう胸ポケットサイズと名刺サイズがございますが、このヘルプカードとは、「障がいのある方、認知症の方、妊娠している方」などの中には、手助けが必要であっても、「外見では不自由や障がいに気づかれにくい人」「コミュニケーションがうまくできずに、なかなか伝えられない人」がおり、周りの人がすぐに気づくことができるよう、また高齢の方などがふだんから身につけておき、災害時や日常生活の中で困った際に、周囲に理解や支援を求めるきっかけをつくるカードのことでございます。

このカードは、平成 24 年 10 月に東京都が作成いたしました。裏に自分の情報、困っていることなどを書いて常に身につけておくというようなカードでございます。

福岡県はこのヘルプカードを、都道府県では、東京都に次いで平成 28 年に全国で 2 番目に導入し、各自治体に配布すると同時に、県のホームページで印刷することができるようになっております。

しかし、ヘルプカードの配布は、あくまでもカードの配布のみで、所有者がカードを持っていることが外見からわかるようなホルダーやケースのようなものは配布しておりません。

東京都では、同時にこのようなカード状ではなく、樹脂製のキーホルダー型のヘルプマークというものを作成し、都営地下鉄大江戸線の各駅で利用を希望する方に対し、ヘルプマークを配布するとともに、優先席を利用しやすくするための大江戸線車両内の優先席にステッカーを表示する取り組みを始めました。

さらに、平成 25 年 7 月から全都営地下鉄、都営バス、都電などで普及、平成 26 年 7 月からゆりかもめ、多摩モノレール、28 年の 12 月から都立病院等の拡大を実施しております。

ヘルプマークの配布は今全国に広がり、現在 39 都道府県、さらに、千葉県も今年中に配布と発表し、配布されていないのは 7 県のみとなりました。

残念ながらヘルプカードにいち早く取り組んできた福岡県は、いまだヘルプマークの導入はされておられません。

県議会でもヘルプマークのさらなる普及を求める意見書や一般質問などが行われております。

これらを踏まえ、質問いたします。

まず一つ、県ではヘルプカードを17万5,000枚作成しているそうですが、これまで篠栗町では、どのような手法で配布を行っており、現在までにどのくらい配布済みで利用されているのか。

2番目、配布されている場合、所有者がカードを持っていることを外見からわかるようなホルダーやケースのようなものもいっしょに配布しているのか。

3番目、ヘルプカードは持っている方だけではなく、その趣旨を周りの方が理解されていなくては効果がございません。これでは、せっかく援助や配慮を必要としている方が手伝ってほしいことを記載したとしても、周囲の方には伝わらず援助や配慮はできないのではないかなと思います。そのため、今まで広報ささぐりなどで、このヘルプカードの取り組みを掲載したり、啓蒙にどのように取り組んできたのか。

4番目、いずれ福岡県もしっかりとした樹脂製のキーホルダー型ヘルプマークの配布もあると考えますが、篠栗町独自でこのヘルプマークの配布は考えられるのか。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を、福祉課長お願いします。

○福祉課長（平山 智久） 田辺議員の「ヘルプカード・ヘルプマークについて」のご質問にお答えいたします。

「ヘルプカード」「ヘルプマーク」は、目や耳、言語の障がい、内部障がいや難病、知的障がい、精神障がい、認知症など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方にご自身の状態をお知らせするもので、東京都においては平成24年から「ヘルプカード」及び「ヘルプマーク」を、福岡県においては、28年から「ヘルプカード」を作成し、配布しております。

議員ご質問の本町のヘルプカードの配布方法と配布枚数、利用状況については、平成28年1月に福岡県から配布を受けると同時に窓口での配布を始めております。

また、28年度の身体障がい者福祉協会の総会時、聴覚障がい者に対する福祉事業の説明会時に配布をいたしました。

現在までの累計配布枚数は100枚程度と思われませんが、受け取られた方々の利用状況については、追跡調査などを行っておりませんので把握できておりません。

ホルダーやケースの配布については、本町独自には現在のところ行っておりませんので、今後の検討課題とさせていただきます。

広報啓蒙活動については、県から配布を受けた平成28年の6月号広報に情報掲載、同時に窓口でチラシ、ポスターの掲示を行っておりますが、議員がご質問のなかで触れられましたとおり、より大勢の方に認識いただけますよう、定期的な広報活動に努めます。

まずは、広報12月号に掲載を行い、12月3日から9日の障がい者週間に合わせて開催いたします「心つながるふれあいフェスタ」、初年度の本年は12月1日に開催いたしますが、その会場においても配布を行うことといたします。

また、各種団体、障がい者や高齢者の支援事業所等にもカード配布と周知活動を行います。

樹脂製キーホルダー型のヘルプマークについては、県下で統一した規格を採用することが効果的であると考えられますので、現在のところ本町で独自に配布する予定はございません。

今後、福岡県において統一された規格で配布されることになりましたら、速やかな広報活動と配布に努めたいと考えております。

○議長（阿部 寛治） 再質問ございますか。

はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 福祉課にこのヘルプカードが置いてありますが、隅の方で余り目立たないところであって、窓口に来た方が自分から持っていくようには思いませんが、障がいのある方などに窓口でこのヘルプカードの内容をきちんと説明して渡しているのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、福祉課長。

○福祉課長（平山 智久） 議員のご指摘のとおり、窓口においておまして、これまで積極的に配布説明をするというふうなことをいたしておりませんでしたので、今後はですね、身体障害者福祉手帳、精進障害者保健福祉手帳の配布時等にですね、必ず説明をし、配布をするというふうなことで取り組んでいきたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） はい、よろしく申し上げます。

ありがとうございます。

この言われた「心つながるふれあいフェスタ」は、初めての催し物だと思います

が、ここで取り上げてもらうのはとてもよい機会だと思います。と同時に、先ほど言われた広報ささぐりの掲載を見ましたが、本当に小さくて、あまり目立たないように感じられたので、この12月に掲載するときは、もっとその趣旨が浸透するような掲載をしてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、福祉課長。

○福祉課長（平山 智久） 前回、広報に掲載した際にはですね、ご指摘のとおり、少し小さな扱いだったと思いますので、今回掲載する際にはですね、目立つような形で取り扱わせていただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） はい、まちづくり課長もよろしくお願いします。

このフェスタとか、広報とかありますけども、12月までは、窓口に来たヘルプカードがあったほうが良いと思われる方には、先ほど言われたように、きちんと用途を説明して渡してほしいことを要望して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 一般質問を始めて1時間経過しましたので、ここで暫時休憩をしたいと思います。

11時10分から再開したいと思います。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（阿部 寛治） 再開いたします。

質問順位4番 横山和輝議員。

○議員（横山 和輝） 皆さん、おはようございます。

議席番号2番、横山和輝でございます。今回は、2項目の質問を行いたいと思います。それでは、早速初めの質問に入らせていただきます。

最初の質問は、既に今年6月28日に完了しました「津波黒地区法面保護工事について」であります。

この工事は、先の6月議会で求められた1億7,000万円強の増額変更を合わせると、10億600万円強の事業費を要したことになります。

6月議会での町長の増額変更の補足説明では、理由の1番目に「工期短縮のため」とありましたが、この工事は、当初から工期は令和元年6月28日までとなっており、何ら短縮されておられません。

このことも私が理解できないことの一つですが、私が最も理解できないことは、

この工事が篠栗北地区産業団地開発の実施に伴い発生した工事であり、当然、この開発事業の費用に含めるべき性質のものであるにもかかわらず、町長の説明では、「この工事は開発とは無関係である」と説明し、「その説明にそぐわない意見や質問は見解の相違です」と主張されていることでもあります。

しかし、そもそも町にとっての町の将来の命運がかかっているこの事業を始めるにあたっては、十分過ぎるほどの説明をしておかなければならず、十分な説明が行われていたなら見解の相違など起きることはなかったとっております。

私見を言わせてもらえるならば、最初から十分な説明がなかったのか。それとも開発に想定以上の費用を要することが判明し、途中から見解を変更されたのか、どちらかではないかと思っております。

ただ、この私の認識も見解の相違の一言で片付けられるかもしれません。

ですから、町長が主張される見解に沿って理解することを試みてみましたが、それにはどうしても疑問や問題点が出てまいります。ですから、今から申し上げます私の疑問点等についてお答え願います。

一つ目、この工事を行う際、当然国と協議を行ったと思います。その際、どのような経緯でこの工事を国ではなく町が施工することになったのか。その経緯を簡潔に、そして時系列的に説明してください。

二つ目、この法面補強工事が産業団地開発とは無関係だと主張れるのであれば、この工事は産業団地開発に関係なく実施する必要があったこととなります。ご承知のとおり、国道201号を開設したとき、国や国道の北側の法面の補強工事を必要な部分については実施しております。もしその後、その補強工事に追加工事が必要になったのであれば、それは国の責任で施工されるべきものであると考えます。

今回、町が施工した法面を見ますと、国道開設時、国により施工された部分を覆いかぶさるように町が施工した部分がほとんどであります。国が行うべき工事を町が施工し、そのため、巨額の町費をつぎ込むことは、今後大きな問題なると考えます。

町長の見解を求めます。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまのご質問にお答えする前に、議長にお許しをいただき2点確認をいたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○町長（三浦 正） まず1点目はですね、ただいま議員は、津波黒地区法面工事に

関してのご質問に対して、ご自分の認識についてお話になりましたが、本件は、平成30年4月26日開催の平成30年度篠栗町議会第2回臨時会において予算を上程し、賛成多数でご承認いただいた上で事業化した案件でございます。

議員は、当然のことながらまだその時点では町議会議員ではございませんでしたが、この第2回臨時会の議事録、予算特別委員会でのやり取りについてご自分でお読みになられたかどうか。

その点をご確認いたしまして、もし御一読いただいているならば、私がどこの時点で、どの文章の中で、この法面補強工事は産業団地開発とは無関係だと申し上げたのか、議事録の中で、文書をもってご説明いただきたいと思いますがいかがでございましょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 質問を行う前にですね、町長に一言、二言、言わせていただきたいことがあります。

6月議会でもそうでしたが、先ほどの藤木議員でもそうでしたが、こういった場です、私、新人議員に対してですよ、質問を質問で返すようなやり方を行っているってのはいかなものかと苦言を呈します。というのもですよ、これ裏を返せば、このことに触れてほしくないことだという認識にもなりますけれども、町長がおっしゃったことを説明しようとしてもですね、何月何日の議事を「資料をもって説明してください」と言っても、資料ないんですよ。

そして、私は議事を見ているんですけども、何月何日までは記憶しておりません。

ですので、答えようがありません。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまのご意見は大変問題でございまして、私ども執行部には議会の決定によりまして、反問権が与えられているということをご理解いただけないご意見ではなかろうかと思えます。

その点につきましては、議長において、裁量いただきますようお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 横山議員、執行部には、反問権っていうのが早くから付与していますので、それについて町長は基づいてやったということです。

いいですか。

はい、町長。

○町長（三浦 正） ということで、ただいま私が申し上げた2点について、再度ご確認のご答弁をお願いします。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 先ほど申し上げましたとおり、何月何日と、早口で言われましたので、こちらもですね、聞き取れませんでしたし、そのことに関しては質問にお答えできません。

認識の違いに関しましては、もう町長が、それも何月何日の資料をもってと言いますけれども、その資料もありませんし、何月何日言ったっていうのは私はわかりませんので、それに関しては答えられません。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） もう少しゆっくり言いましょうか。

4月26日開催の平成30年篠栗町議会第2回臨時会において予算を上程いたしました。その議案等々についてはごらんいただいたかどうか。

そして、もう1点は、この法面補強工事は産業団地開発と無関係だとただいま申されましたが、私は一切申し上げてないわけで、その点についてのご確認をしたいわけでございます。

○議長（阿部 寛治） 分りましたか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 必要であれば、まず資料をこちらに提出していただきたいということがありますのと、認識の違いに関しましてはですね、平成29年6月9日付けの産業団地事業費に法面保護工事費が1億6,900万円と記されていますけれども、別の決算書を見ましてもですね、この法面保護工事費が特別会計に入っていないんです。

その点に対して認識が違うと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） その辺も含めまして、もう一度、議員におかれましては、この30年度補正予算の議事録をお読みになれば、どうして私どもがこれ一般会計で行ったかということもご認識されるんじゃないかと思います。

併せて、再度申し上げますけど、私は無関係などとは一切言っておりませんので、その辺のところの確認をしたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 無関係じゃないと言われるのであれば、法面保護工事の費用、産業団地の一環の工事として認識してもよろしいでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

- 町長（三浦 正） ですから、度々申し上げますが、このことにつきましては、平成30年度の説明のときに、私どもが産業団地開発を行う際に、こういう事象が発生したけれども、これについては防災減災事業債という国の地方債を全額充当できるので、一般会計で行うということをしかりとご説明しておりますので、その辺のところは、もう一度ご一読いただければありがたいんですが。
- 議長（阿部 寛治） はい、横山議員。
- 議員（横山 和輝） 今の話ですと、一般会計にそうですね、産業団地開発は特別会計ですね、法面保護工事は一般会計にあたりますので、その一般会計に移した理由を言いましたけれども、それを含めても産業団地開発の一環になるんじゃないんですか。法面保護工事費は。
- 議長（阿部 寛治） はい、町長。
- 町長（三浦 正） これにつきましては、私どももしっかりとご説明しているところでございます。
- 議長（阿部 寛治） はい、横山議員。
- 議員（横山 和輝） それで私が納得いかないのが、今回一般質問を行っているわけですので、最初の質問にまずお答えしていただきたいと思います。
- 町長（三浦 正） お互い納得がいけないんですけれども、私がお質問申し上げました「無関係だということは違います」ということのご答弁をいただきたいんですが。
- 議長（阿部 寛治） はい、横山議員。
- 議員（横山 和輝） では、無関係ではないと、町長おっしゃるのでしたら、私も先ほどから言ってますように、法面保護工事費は産業団地の総事業費の一環として、こちらも認識してよろしいでしょうかと私も言っているんですけれども、その点に関してはいかがでしょう。
- 議長（阿部 寛治） はい、町長。
- 町長（三浦 正） これにつきましては、先ほども申し上げました、私どもの平成31年の3月の特別委員会の中でお示したとおりでございます。
- 議長（阿部 寛治） はい、横山議員。
- 議員（横山 和輝） それでしたら、一つ目の質問からお答えしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 議長（阿部 寛治） はい、町長。
- 町長（三浦 正） 一つ目の質問に答弁する前にですね、二つ目の質問のこの前提

となるこの法面補強工事は産業団地開発とは無関係だというご認識でのご質問につきましては、これは私どもは違うというふうな判断でございますので、この2番目の質問については、取り下げさせていただきたいということを、議長において暫時休憩していただいても、ご協議をお願いしたいと思います。

- 議長（阿部 寛治） では、横山議員と少し話をして、整理整頓します。
そのために皆さん暫時休憩します。

暫時休憩 午前11時22分

再開 午前11時31分

- 議長（阿部 寛治） 再開いたします。

今縷々ありましたが、横山議員といろいろ話した結果、横山議員より発言を求めます。

はい、横山議員。

- 議員（横山 和輝） ただいま議長と話し合った結果、2問目の質問に対しては取り下げます。

- 議長（阿部 寛治） はい、町長。

- 町長（三浦 正） それでは、ただいまのご質問の1番目について、まちづくり課長から答弁いたします。

- 議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

- まちづくり課長（熊谷 重幸） 横山議員からのご質問の「津波黒地区法面補強工事に関し、町施工の妥当性について」の一つ目の質問をお答えいたします。

まず、「国との協議を行った際、どのような経緯でこの工事を国ではなく町が施工しなければならなかったのか、というところでございます。その経緯を簡潔に説明されたい」というご質問でございますが、当該法面は、国道201号バイパス竣工とともに国道北側の側道とともに、当時の建設省から町に移管されております。

その際、国道201号を施工する際、切り開いた法面の一部にアンカーによる補強工事を行っております。

今回、篠栗北地区産業団地開発に伴い、法面の北側の一部に盛土を行うことの安全性について福岡国道事務所と事前協議を行いました。

福岡国道事務所の主張として「現状に変化が起こっている認識がないので、法面補強を行うことは考えていない。形状を変えることで補強が必要となるのであれば、原因者負担である」との発言がありました。

そこでアンカーの現状を把握するため、リフトオフ試験、いわゆるアンカーに作

用している荷重調査を行ったところ、過緊張状態により補修が必要な箇所が一部確認されましたが、この箇所は、盛土を行わないことから福岡国道事務所の施工範囲として今後検討するという回答をいただいております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 答弁が終わりました。

横山議員、再質問どうぞ。

○議員（横山 和輝） 答弁ありがとうございます。

別の質問を行います。

この法面補強工事は、競争入札で業者選定が行われていると思いますが、まず、それでしたら当然設計もですね、コンサルとも入札で決定されたものと思われま

す。まず、まちづくり課長に、どこのコンサルタントが法面補強工事を担当しているのか、お尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまの質問につきましては、この1番目の質問からかなり離れて、再質問の枠を超えていると判断しますので、また通告書をいただいて、その際にしっかりと詳細な資料に基づいて答弁したいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 別にですね、その質問とはかけ離れているかもしれませんが、法面補強工事がですよ、どこのコンサルタントが行っているかぐらい答えていただいてもよろしいんじゃないんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 議長の判断にお任せします。

○議長（阿部 寛治） 一般質問はなるべく明記しておいてしないと執行部側は用意ができてないっていうこともあります。通告が必要になります。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） ではですね、それでしたら、こちらも質問ができませんので、そうですね、再度この質問だけですね、さっき、答弁聞いていただかなかったのでお尋ねしますけれども、この法面補強工事は、産業団地開発の一環として工事を行っているものと認識してもよろしいでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 町長。

○町長（三浦 正） これにつきましては、従来から答弁し、先ほども答弁したとおりでございますが、この工事自体は、防災減災事業債を導入するために全額起債を

行って交付税措置を受けるために一般会計として工事を行っております。

全体の工事の中では、常にこの工事のことも説明しておりますので、議員がそういうふうに認識するということであれば、それで議員の認識としてお承りしたいと思いますが、私どもは、この工事は一般会計の工事ですよってということで常々説明しておりますので、その点につきまして、従来から見解の相違があるということ、議員の皆様方にもご説明しているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 先ほどですね、私がコンサルタントを尋ねるのは質問とはかけ離れたことだとおっしゃいましたけれども、今町長がお答えいただいたようにですね、法面補強工事はですね、一般会計にあたりますよね。決算書を見てもみますと、一般会計にですね、法面補強工事に入るべきコンサル料が入ってないんですよ。調査設計業務費というんですかね、それが一般会計に入っていないんです。決算書にですね。

これはどういうことかと私も考えまして、これもしかするとですよ、特別会計にこのコンサルを入れたんじゃないんですか、コンサル料を。もしそうなんですとですよ、一般会計の業務を特別会計で行ったことになるんですね。

その質問をしたかったために私はコンサルタントをお尋ねしたんです。その点、これ一般会計ですね、コンサル料が入っていませんけど、これはどういった見解でこういったことになったんでしょうか。

お答え願います。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） 横山議員の再質問にお答えいたします。

当時、一番最初にこの事業債を工事を始める前に、当然、北地区産業団地の中での話というところで盛土をすると、こういったところで補強が必要という判断をするにあたって、そういうコンサルを他の依頼をかけて特別会計の中で行いました。

その工事に当りまして、財源を確保するために、その分の工事に関しては、特別会計ではなく、一般会計で行ったということで処理しております。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） それでしたら、一般会計に入るべきはずですよ、調査設計業務費っていうのはいったいどこに入っているんですか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 工事全体の設計を行う上でのコンサル料の中に含まれておりま

す。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） それは、つまり特別会計のほうで計上したということによろしいですか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 現状ではそうでございますけれども、今ご指摘があるようなところを修正することも必要と判断したならば、完成の際に私ども全事業費の振り分け等々も行って明確にしたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 先ほど私申し上げましたが、一般会計の業務を特別会計で行ったことになるんですよ。

来週は決算がありますよね。もし、こういうことが許されるのであればですよ、私たち議員は、一般会計も特別会計もですね、承認できなくなってしまいます。

だから、なぜですよ、一般会計に入るものが入ってないのか、そこの説明をお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 決算審議のときのご指摘として、また改めてお承りしたところで、私どもの見解を申し述べたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 横山議員、一般質問って、通告書を出しとかないかん。で、決算審議が来週ございますので。そこで。

○議員（横山 和輝） 先ほども申し上げましたけど、一般会計の業務はですよ、特別会計に計上したと、そんなことって許されるんですかね。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 議長におかれましては、通告書に基づく質問とそのやり取りについて、もう一度ご指導賜ればと思います。

○議長（阿部 寛治） いいですか。

通告してないって。

はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） ではですね、通告書の質問に書いた質問に戻ります。

「国が施工しないといけないところを町が施工した」といったまちづくり課長の理由がですね、いまいち私ちょっと理解ができなかったもので、もう一度答弁の方をよろしいですか。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

自席でいいですよ。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） もう一度説明いたします。

国との協議を行った際、どのような経緯で、この工事を国ではなく町が施工しなければならなかったのかというところがございますが、当該法面は、国道201号バイパス竣工とともに国道の北側の側道、これは町道になっておりましたが、これと同時に建設省から町に法面と一緒に移管されております。

その際、201号を施工する際、切り開いた法面の一部にですね、アンカーによる補強工事を実施されております。

今回、篠栗北地区産業団地開発に伴い、法面北側の一部に盛土を行うことの安全性について、福岡国道事務所と事前協議を行いました。

福岡国道事務所の主張として「現状に変化が起こっている認識はないので法面補強を行うことは考えていない」と、「形状を盛土などのことで、形状を変えることで補強が必要となるのであれば、原因者負担である」と、そのような発言がありました。

そこで町としては、アンカーの現状を把握するため、リフトオフ試験（アンカーに作用している荷重調査）を行ったところ、過緊張状態により補修が必要な箇所が一部確認されましたが、この箇所は、盛土を行う位置ではないということですので、福岡国道事務所の施工範囲として、今後施工をするというふうになっております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 2回も答弁ありがとうございました。理解しました。

今の答弁ですと、やはりどうしてもですね、産業団地開発の一環として、法面補強工事を行ったと言っているように聞こえるんですね。ただ事業費は、別にしてるじゃないですか。

産業団地開発と法面保護工事、こういうのはですよ、産業団地開発が必要になったから、法面保護工事が行われたんですよ。

それでしたら、それは全て総事業費に入るんですよ、それを別にしてるのもう私は理解できないんですよ。

そこを別にしてる理由があれば、そこを答弁お願いします。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） これもですね、度々の説明をこれまで議会にしていまいりました。

この津波黒法面防災工事につきましては、私どもが防災減災事業債に基づいて、全額起債で交付税措置を行う事業として取り組んだわけでございますので、特別会計には入れてないということでございます。

ただし、いろんな場での説明資料の中に、この防災工事につきましては、全く外して、説明を省いているっていうことは全くございませんで、都度、説明資料の中に私どもとしましては、この11億1,827万6,000円という工事の予算を計上したときにも概要について、30年第2回臨時会の特別委員会でも説明いたしましたし、今後についても、その状況に応じて説明してまいろうと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 私の質問は至ってシンプルだと思うんですよ。

産業団地開発に至ってですよ、法面保護工事費用は、総事業費に含まれますか、含まれませんかという質問をしているわけです。

それに対して町長はですよ、正直なところ非常に分らないです、私、今聞いてですね。

その一環として事業を行っているのか、別としているのか。そこだけをお答えいただければいいんですよ。

それをもう分らないのですね、多分これ以上聞いても同じような答弁が来ると思っていますので、これ以上は質問はいたしません。

○議長（阿部 寛治） はい、町長どうぞ。

○町長（三浦 正） また別途、詳しく私どもの認識について説明する必要があるかと思いますが、私どもが説明しているのは、31年3月14日に北地区産業団地開発及び関連事業に関する考え方の再確認という資料に基づいて説明したとおりでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） それでもですね、やはり私もですね、少し頭の回転が悪いので、今ちょっと理解ができませんでした。ですので、もうこれはですよ、私も次何をするかといいますと、国に問い合わせます。国道事務所。あそこに反応がなければですね、地方整備局に。

そこで国がですね、この産業団地法面保護工事費用に対して、どのような協議を行ったのかをお尋ねしようかと思いますが、それはもう構いません。

○議長（阿部 寛治） 後日ね、特別委員会を開催しますから、その詳細にわたってはね、そこで発言していただけないか。

一般質問の中で、ずっとすると、もうちょっと大まかに言っていただかないと、もう時間が消えるばかりですから。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 失礼しました。以上をもって、1問目は終了します。

2問目に移ります。

ただ2問目に移る前に、国には問い合わせますので、その点だけはお願いたします。

では、次も「津波黒地区の法面崩落について」であります。

まずは、問題に取り上げている場所ですが、産業団地から国道201号を南に横切り、平たんな民有地を数十メートル進むと、高さが十数メートルの崖となり、その先は住宅地域に繋がっておりますが、その法面が数十メートルにわたり崩落し始めております。

崖の法尻には雨水排水路が存在し、問題の崩落部分を除く上流部及び下流部は、上下水道課により雨水排水路が更新されておりますが、崩落部分は都市整備課が所管するとのことで、現在応急処置としてジャバラ管により排水する手当が行われているのが実情であります。

ただ、この崩落が単純な崖崩れなら敢えてこの一般質問の場で問うことはしませんが、専門家に聞きますと、この崩落は地すべりの可能性が高く、このまま放置すると一気に円弧すべりを起こし、隣接する民家を下から持ち上げる恐れがあるとの忠告を受け、また、既に民間のフェンスが壊れ始めていることから、対応遅れによる災害を未然に防ぎたいとの思いで質問したいと思っております。

質問は通告通り3項目を考えております。

まず初めは、この崩落がいつごろから始まったのかについてお答え願います。

次は、この崩落の原因について、究明されたのかどうか。もし既に行われているのであれば説明願います。

三つ目の質問ですが、私はこの崩落は、国道201号開設及びその後の供用開始による車両通行時の振動により引き起こされた可能性が強いと思っております。

ですから、この状況を国道事務所に報告し、協議を進めるべきであると考えます。

国との協議の有無も含め今後の対応についてお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 議員はお嫌かも分りませんが、確認の意味で2点ご質問したいと思っておりますがよろしゅうございますでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○町長（三浦 正） 1点目はですね、専門家に聞くとありますが、どういう資料を基に、どのような専門家にお尋ねになられたのかとご確認したいと思います。

2点目は、この件につきましては、この民有地所有者から私自身に「自分が県議会議員とともに国土交通省にお願いしたけれども因果関係ははっきりしてないということであちが明かない」としてご相談があり、篠栗町として対応できることを精いっぱい現状でやっていることでございます。

議員ご自身は、この民有地の所有者と面談され、そのような経緯も含めてご確認された上でのご質問かどうかを確認します。

○議長（阿部 寛治） はい、2点。

○議員（横山 和輝） 1問目の専門家についてですが、私は個人的にコンサルタントとおつき合いがあります。

そのコンサルタントに聞きまして現地を見に行っただけですね、そういう恐れがあるという話を聞いてこういった質問をしてるわけですね。

2問目に関しては、そこに行ったかどうかですかね、視察に、当然行きました。私のもとに連絡が入ってですね、私ももう現地に行っただけなんですよ、もう本当に民家にですね、崖崩れじゃないですね、もう地すべりの土がもう押寄せているんですよ。これを見て、これはもう人命にかかわるということで、今この質問をさせていただいております。

○議長（阿部 寛治） いいですか、町長。

はい、どうぞ。

○町長（三浦 正） 上段の崖の上部にある民有地所有者とご協議されたということですね。分りました。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） それでは、担当課から答弁いたします。

○議長（阿部 寛治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） それでは、横山議員の第2問目の質問、「津波黒地区における法面崩落の原因とその対策について」のご質問にお答えします。

1点目の、この崩落はいつごろから始まったかにつきましては、平成28年7月、付近の住民の方から連絡をいただきまして、直ちに現場確認を行いました。

水路部におきまして水の流れが滞っており、コンクリートの土留壁に亀裂が入っているなどの変状が確認されたものが、始まりではないかと思われま

2点目の崩落の原因究明について及び3点目の国道201号との因果関係並びに今後の対応についてのご質問は、併せてお答えしたいと思います。

この区間の水路は、篠栗北地区産業団地の雨水排水経路として雨水幹線整備の計画がなされております。

この箇所につきましては、①の状況から判断しまして、単に水路を改修整備するだけでは、同様の変動が生じる恐れがあります。

このため、水路改修の調査設計時に上部の私有地へのボーリング調査を実施しましたところ、地層に不安定な地盤があることを確認しております。

しかしながら、この調査結果における想定すべり面は、国道に及んでいませんでした。

よって、議員ご質問の国道との因果関係につきましては、不明でございます。

現時点では、町が国道事務所に報告及び協議を行っておりません。

しかしながら、今後の状況を確認し、必要であれば協議を行うものとしております。

なお、本調査結果に基づきまして、本区間の水路改修後、この土地の安定化を図るべく、対策工事を計画し、この工事の実施において、施工区域内の土地取得に関する協議を行ってりましたが、現時点では協議が整っておりません。

しかしながら、議員の指摘にありますように、仮設管布設完了以降、梅雨前線及び台風による豪雨で、近接の民家への影響が出ており、予断を許さない状況となっております。

このため、公共用地内で水路敷地及び民家への影響を抑止するため、7月初旬に緊急で土留工を現行予算の範囲内で発注し、工事に着手しております。

しかしながら、その間にも豪雨により、施工箇所の地盤が軟弱化して機械進入のための仮設道路の施工なども思うように進められていない現状でございます。

また、土留工及び水路改修・既設排水施設などの復旧に関する予算につきましては、本議会において補正予算を上程させていただいております。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問ありますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 先ほどの答弁中に、最初の事の初めが平成28年7月とありましたが、ちょっと時間が掛かり過ぎているんじゃないんでしょうか。これはですね、やっぱり人命にかかわることだからですね、民家のフェンスをもう壊しているんですね、その土砂がもう押寄せてですね、なのでもし国と協議をするのであれば

と思ったんですけれども、今、答弁の中で、国と協議する気はないとおっしゃったのでですね、それでしたら早くしないと、住民の方は不安がっていますよ。これはね、人命にかかわることですから町でするなら直ぐに行っていただきたいと思いません。

ただ、国有地に入っていないので、国と協議がされてないとありましたけれども、一度国と協議してもいいとは思いますが。もしそれで通れば、町費を使わずに済むわけですから、そこはいかがでしょうか。一度お話だけでもですよ、国道事務所と話をしてもらうという考えはないのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） まず、当然その話をするとするのであれば、それ相応の因果関係ないし、なんらかの兆候部分も含めましてですね、方向が必要だと思われまます。当然、今申し上げましたとおり、実際、土留、仮土留を含めまして、応急工事については、既に発注をして着手しております。

その中で何らかそれに近い兆候、例えば多量の湧水であるとか、そういったものがあるのであれば、その傾向をもとに、国土交通省に対して、調査ないしを申し入れすることについては考えておりますので、その辺をご了承いただきたいと思いません。

○議長（阿部 寛治） はい、何かございますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） そうですね、そのいつごろかですよ。もうこの際ですね、国と協議される、しなくても町がするというのは。

応急処置は確かされているんです。私も何回も見に行ったのでですね、ちょうど私が見に行ったときはジャバラ管、雨水排水路ですね、それがもう応急処置しあるのが壊れている状態だったんですよ。

その状態で見に行ったんですけれども、応急処置はすごくするんですよ。ただ実際のその本格的な工事、いつするのかですね、いつから開始するのかをやっぱり住民の方に伝えないとですね、不安でもう仕方がないと思っておりますので、できれば具体的な日程をですね、示していただきたいと思いません。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 当然、下流域の住民の方については、すごく不安なものを抱えていらっしゃることは、承知しております。

今、申し上げました7月の時点での工事発注時点、その前後に直接その地権者の

方にもお会いして、工事の内容についてはお伝えしておるところではございます。

ただ、どうしてもそういった状況がございますので、かなり不安に感じていらっしゃるということでございます。

また、そういったところもケアを含めながら進めさせていただきたいと考えております。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） はい、以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 最後に、私から議長に対して要望がございます。

一般質問は、議員必携にもありますように、執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせたり、結果としては現行の政策を変更是正させるあるいは新規の政策を採用させるなどの目的と効果があることは重々承知しております。

その意味で質問を受ける側としては、十分な準備をして答弁を行っているつもりでございます。

そうした中で、ただいまのご質問でのやり取りにつきましては、その内容について、議員を退かれた方が議員時代に議員の立場として知り得た情報が、第三者である現議員に流出され、現議員がそのことをもとに、一般質問という立場でご質問される。果たして、こうしたやり取りを続けていいものであろうかと疑問を感じざるを得ません。

どうか議長におかれましては、議員に対して、自ら詳細な調査をした上で、今後とも疑問をお持ちになる点につきましては、建設的なご質問を行っていただきますようご指導をお願いします。

また、議員退任後とはいえ、議員時代に知り得た議員としての情報、資料の取り扱い方につきましても、篠栗町議会として明確化されますように要望いたします。

終わります。

○議長（阿部 寛治） 今、町長から要望されましたが、これについては、私自身も調査をして後日、「こういうことでした」ということが報告できますように、私なりに議員と話してやっていきたいというふうに今は答えておきます。

後日、「こういう結果です」ということを報告します。

以上でいいですか。

○町長（三浦 正） はい、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 横山議員終わりますか。

○議員（横山 和輝） 議長にそこはお任せいたします。

○議長（阿部 寛治） 12時になっております。

ここで1時まで休んで、再開したいと思いますので、議員の皆さん、執行部の皆さんよろしくお願いいたします。

以上で、午前中の一般質問は終わります。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（阿部 寛治） では、午後の部を開会いたします。

では、質問順位5番、品川 静 議員。

○議員（品川 静） 議席番号3番、品川静です。

どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、「子育て支援について」質問いたします。

先日、自ら子育てをしながら、子育てサロンなどの支援活動も行っているママたちを中心に意見交換会を行いました。

やはり、核家族化が益々進み、地域の間人関係も希薄で、親の負担が高まっているという生の声を聞き、子育て支援の根本的な見直しが必要ではないかという思いに至りました。

○議長（阿部 寛治） はい。

○議員（松田 國守） ゆっくりね、大きく言ってもらわないと、ちょっと聞き取りにくいです。お願いします。

○議長（阿部 寛治） ゆっくりね、明瞭な声で言いなさいって。

○議員（品川 静） 失礼しました。

中でも切実な要望が「常設の未就学児の遊び場確保」でした。子どもの遊び場は、母親たちが同じ育児の悩みを持つ仲間や、情報を得られる大切な場にもなるものです。

現在、町内にいつでも集える場所がないため、子育てが孤独化しているということです。孤独化した密室状態での子育てが、どれほど苦しくて大変であるかということは、虐待など深刻な事件が起こるたびによく語られています。

まず、乳幼児の遊び場としては、児童館があります。

篠栗町には児童館が三つありますが、その全てが学童保育利用で、子どもたちが

走り回る環境であり、乳幼児には危険で遊ばせることができないし、学童保育時間は遠慮してしまうということでした。

また、授乳やおしめ替え、お昼寝などのタイミングを図りながら、外出しなくてはならないので、学童保育前の4時間程度の時間内の利用は、実質できないというのが現状だそうです。

しかし、篠栗町の児童館は三つあり、児童館ができた当初は、先進的で視察があるほど見本だったはずですが、今までは、乳幼児専用のスペースや遊具があるような、そして専門職の相談員がいる施設を求めて、逆に町民が隣の町に行っているという実情も聞かされてまいりました。

質問ですが、町内の児童館の取り組みが、学童保育優先で本来の対象である未就学児の居場所が無くなっているような印象を持ちました。これまでに至った児童館の取り組みの経緯等をお聞かせいただきたいと思います。これが一つ目ですね。

二つ目も併せて、次に、未就学児の遊び場実現というのを想定した場合、ほかの町内にある施設の利用についての可能性と現状を伺いたいと思います。

場所は三つあります。駅近くバスが利用でき、駐車場もあるオアシス篠栗やクリエイト篠栗は、荷物の多い子育て世代には理想の場所でもあります。現在、早速進んでいるものもあるようですが、それを含め、乳幼児子育て世代向けのスペースの確保が可能かどうか。

もう一つの場所は、カブトの森に関してですが、幼稚園や小学校の授業中は誰も遊んでいないということなので、その時間を利用したくても、幼児向けの遊具がないため行けないのが現状だと聞きます。今後、幼児向けの遊具設置は可能かどうか。

三つ目は、幼稚園や小学校の空き教室を夏休みなどの長期休暇の中に利用できる可能性についてお聞かせいただきたいと思います。

このようにですね、場所をカブトの森や幼稚園やオアシス篠栗、この子育ての乳幼児のための場所っていうことを検討するに至っても、その管轄がばらばらですね、子育てのための手続や書類の提出先もばらばらということなんです。相談に行っても管轄が違うと言われて話が終わってしまう。担当課が変わるごとにまた最初から経緯を話さなくてはいけないという、共通の感想を持つママたちがとても多いと感じました。

子育てには、教育・福祉・健康など要素が多岐にわたりますが、ある程度のことには、一括した窓口でタイムリーに相談できるだけでも、支援の質やママたちの満足度は数段に上がるのではないのでしょうか。

そこで、糟屋郡内で未就学児やその親のための相談窓口機能をもつ、子育て支援センターがないのは篠栗だけですが、それはなぜかをお聞かせいただきたい。

最後に、町長にもお伺いしたいと思います。

産後の女性の死因1位は自殺だという深刻なデータも示されています。産後心身ともに不安定な中、24時間体制で子育てをする母親たちの悩みは、子育てのステージごとに次々変化して増えていき、深刻になりやすいと言われていています。子どもを安心して遊ばせることができ、母親たちが互いに話し相手になり、気軽に専門家に相談できる機会を得られるというのは、大切な心身のケアに繋がります。今、支援の質が問われていると感じています。子育て世代の切れ目ない支援のために、妊娠から子育てのステージごとの支援デザインが重要だと考えます。

今回は、特に未就学児とその親たちへの支援についての今後の方針を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまの品川議員のご質問に、まず私から冒頭少し述べたいと思いますが、篠栗町におきまして、働く母親のためという思いで保育園の量の確保、それから0歳児からの保育ということに精力的に取り組んできているところでございますが、今お話しいただいた皆様方と私も話す機会がありましたが、働く女性にとって、育児休業を取って子育てをするという母親たちが、最近はとみに数が増えてきているわけございまして、そういう方々は、保育園に子どもを預けることができないということから、一生懸命自分がこの生まれたばかりの子どもを育てていかなければいけない、そんな中での今のお悩みのお話でございました。

具体的な答弁は、各課にまたがる案件でございましたが、こども育成課長からまとめて答弁いたし、私の方からは、最後にまた答弁を致したいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（阿部 寛治） はい、こども育成課長。

○こども育成課長（井上 伸一） それでは、品川議員からの「未就学児やその親にとって支援施設の存在が心の支えになっていない実情を把握しているか」とのご質問にお答えいたします。

初めに、これまでの児童館の取り組みの経緯と、それと併せまして、子どもの年齢に応じた施設の使い分けが現在かなっていないような状況でございまして、その理由につきましても、こども育成課からお答えをいたします。

現在児童館は、平成15年度に「たけのこ児童館」と「すぎのこ児童館」を、平成17年度に「やまばと児童館」を、それぞれ旧児童館を廃止し、各小学校に隣接する位置に新たに開設したものでございます。

各児童館には、小・中学生児童及び未就学児とその親が共用できるスペースを設け、利用者が自由に滞在できる場所として提供しているところでございます。

これと併せ、各児童館には開設当初から、放課後児童クラブ専用室を整備し、登録した児童が利用しております。

近年、各児童館に自由に来館する小学生児童は年々増加し、また、放課後児童クラブにつきましても、国の拡充方針や増大するニーズに対応するため、対象年齢、実施時間、定員の拡大を図ってまいりました。

小学生児童が学校に登校している時間は、未就学児とその親は児童館を自由に利用できるようになっておりますが、その時間帯が限られ、また日によって変化することもあるため、利用しづらい状況であると考えております。

また、施設内において活発に活動する放課後の小学生児童との居場所の使い分け共用等が、保護者の足を児童館から遠ざけている結果になっていると考えております。

なお、たけのこ児童館におきましては、小規模ではございますが、本年度から小学生児童との共用スペースの一部を仕切り、乳幼児専用のスペースとして提供を開始しており、利用者も徐々に増加してきております。

また、すぎのこ児童館には、開設当時から未就学児専用の部屋を開設をしております。

次に、「未就学児の遊び場実現におけるその他の既設利用の可能性と現状について」お答えいたします。

ご質問にある各施設は、それぞれ所管する課が異なりますが、一連のご質問でございますので、こども育成課から一括してお答えさせていただきます。

まず、オアシス篠栗につきましては、オアシス篠栗の「子育て世代包括支援センター」内に、常設のキッズコーナーを設置する部屋の確保が可能となったため、現在開設に向けて準備を進めているところでございます。

次に、クリエイト篠栗につきましては、中央公民館と図書館からなる複合施設であり、教養の向上や生活文化の振興などに寄与することを設置目的としております。

未就学児とその親の利用の現状につきまして、中央公民館では、遊具や本、ベビーベッドのある幼児室がございますので、当該施設をイベント時には託児室として、

無料開放をしております。

ご指摘の空きスペースの利用として、中央公民館入口ホール部分に、キッズスペース設置も検討の余地があると考えておりますが、近年は、小・中・高校生たちの勉強の場として、多くの子どもたちに利用されておりますので、利用者の声を聞きながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。

また、図書館におきましては「篠栗町子どもの読書活動推進計画」に「子どもの居場所づくりは図書館で」を基本目標に掲げ、きのこの形をした「きのこのへや」を親と子のふれあいコーナーとして、多くの方に利用していただいているところでございます。

次に、「カブトの森公園に幼児用の遊具施設について」お答えをいたします。

現在、当該公園に設置しておりますカブト虫の形をした大型遊具は、おおむね6歳以上を対象としております。開園当初は、3歳ぐらいの児童を対象とした回転式の遊具やスプリング式の遊具を配置しておりましたが、修繕不能により撤去しており、利用者のニーズを満たせていないのが現状でございます。

このため、現在、未就学児を対象とした複合遊具を芝生公園に整備できないか検討しているところでございます。

次に、「夏休みなど長期休暇中の幼稚園や小学校の空き教室利用について」お答えをいたします。

まず、現状といたしましては、幼稚園では、夏休み等長期休暇中は、特段の行事等がない限り、10時から15時まで、屋外園庭の開放をいたしておりますので、ぜひご利用いただきたいと思いますと思っております。

空き教室の利用につきましては、篠栗幼稚園と北勢門幼稚園に空き教室がございましたが、特に篠栗幼稚園では、園舎の構造上、園の入り口から教室までの経路は長く、教室からトイレへのアプローチも非常に広く、オープンなスペースとなっております。

このような状況でありますので、安全確保や施設管理上の整備、子どもたちを見守る職員等の配置等を含め、仕組みやルールが必要となるのではないかと考えています。これは、他の幼稚園や教室以外のスペースを利用する場合においても同様でございます。

小学校に関しましては、現状として、いわゆる空き教室がございません。これは、各学校ともに、特別支援学級が年々増加しているためで、以前は教室以外の用途に使用していた部屋を、今は教室として使用している、というような現状がございま

す。

そのような中で考えられる方法としては、多目的に使用している比較的広い部屋の開放ですが、これも特に長期休暇中は、拡大放課後児童クラブの受け入れを行うほか、教職員の校内研修や会議等に頻繁に使用しておりますので、開放するとしても、期日や時間が非常に限定的になり、当初の目的達成が難しいのではないかと考えられます。

次に、「子育て支援センターが無いのはなぜか」とのご質問にお答えいたします。

初めに、子育て支援センターについて、その概要を申し上げます。子育て支援センターは、国から地域子育て支援拠点事業として、一般型と連携型が示されております。

本町においては、児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に、親子が集う場を設ける連携型での運営を各児童館において実施しております。

実施する事業としましては、「子育てに関する交流の場の提供と交流の促進」「相談・援助の実施」「関連情報の提供」「講習等の実施」などがございます。

先に申し上げましたとおり、児童館は小学生利用が非常に多く、未就学児やその親が利用しづらい状況が続いておりますので、別に常設の子育て支援拠点を設け、子どもの子育て支援機能の充実を図る取り組みの必要性を感じているところでございます。

以上で、こども育成課からの答弁を終わります。

○議長（阿部 寛治） はい、町長から。

○町長（三浦 正） それでは、私に対してご質問のあった項目について答弁をいたします。

まず、産後の支援体制については、健康課で昨年7月に開設した「子育て世代包括支援センター」において、妊娠期から子育て期にわたる、切れ目のない総合的な支援体制の充実を図り、特に妊娠期から産後には、様々な不安に寄り添い、支援を受けられる体制の確保を図っているところでございます。

また、産前産後支援ヘルパー制度や産前産後サポート事業として、専門職が常駐するサロンや訪問支援の充実を図っているところでございます。

それでは、子育て世代、特に未就学児とその親たちへの支援について今後の方針をお答えいたします。

本町におきまして、各児童館を子育て支援拠点として位置付けており、児童館の存在は、子育て支援施策において、特に小学生児童とその保護者にとって必要不可

欠なものとなっておりますが、一方で、未就学児とその親たちが児童館を利用しにくい状況になっているのご指摘をいただいたところでございます。

現在、本町では令和2年度から6年度までの5年間の「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定作業中でありまして、その一環として子育て世代の保護者に対するニーズ調査を実施いたしました。その調査においても、未就学児とその親たちが、いつでも、安心して訪れ、心の支えとなる場所の整備について、非常に多くの意見や要望が寄せられているところでございます。

そこで今後の方針といたしましては、既存の公共施設の活用を軸に、子育て支援センター機能を有する施設の整備に関し、乳・幼児期から切れ目のない子育て支援施策をさらに発展できるよう検討を進めてまいります。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁が終了しました。

再質問はありますか。

はい、どうぞ、品川議員。

○議員（品川 静） 答弁ありがとうございます。

ママたちの話を聞いていると、役場やそういう支援の手がある、それを受けられる場所があるということを知らない方がすごくたくさんいると思うんですね。

今後、こうやって手を差し伸べていただけるものを、どうやって母親たちに伝えるのかっていうところの改善っていうのは今お考えでしょうか。

それを伺いたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、こども育成課長。

○こども育成課長（井上 伸一） 先ほど町長が述べられましたとおり、アンケート調査を実施した結果、子育て支援に関する情報の不足を訴える声も多数寄せられております。

それで、こども育成課におきましては、現在ペーパーを中心とした子育て支援情報冊子の作成・配布を検討中でございまして、できるだけ早い時期に実現したいと考えております。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問どうぞ。

品川議員。

○議員（品川 静） ペーパーもとてもありがたいと思うのですが、今子育てで家になくてはいけない子たちは、それすら取りに行けず、ネットでいろいろ検索をします。ネットの情報に、本当に翻弄されてるなって思うんですね、その中にやはり本当に使える、本当に欲しい情報があるなら、そこにも反映していただきたいと思

うので、ペーパーだけではなくて、彼女たちが一番利用する、例えばLINEだったり、そういうものへのアプローチもぜひ考えていただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、こども育成課長。

○こども育成課長（井上 伸一） 現在、ペーパーと申しましたが、電子的な媒体でもですね、提供の方向性で検討を進めておりますので、今承りましたご指摘につきまして、検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 次ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（品川 静） ありがとうございます。

未婚でも既婚でも、子どもを産みたいと思う女性を祝福して支えることができる町ってというのは、やはり働く男性にしても、高齢者にとっても、若者にとっても、やさしい町になるんだと思います。

子育ての家族の支援機能ってというのは、誰にとってもやっぱり分かりやすく、そして、誰もが繋がりやすい場所っていうのを提供していただきたいなと思っていますので、ぜひ今日伺ったことが実現していくように、私も引き続き見守っていきたいと思いますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 質問順位 6 番、荒牧 泰範 議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号 1 2 番、荒牧でございます。

町長に一問質問いたします。「組合未加入者への行政区の対応指針を」についてお尋ねいたします。

今年も長寿を祝う各区主催敬老会の時期となりましたが、この敬老会を行うにあたり、町より各区に対して均等割と対象者数に応じた人数割の補助金が出ております。

開催するにあたり、区長さんはじめ役員さんたちは、案内状配布・出欠確認・当日のお世話とご苦勞をなされておりますが、組合員に加入、未加入を問わず、招待で行われ、中には区費・組合費からの持ち出しもあり、組合加入者への公平感に欠けるや、案内等のときに組合員でない方のお宅への訪問がし辛い等の声もあり、対応に苦慮されております。

ある区では、組合加入者のみを対象とされているというところもあると聞きますし、別の区では、そうしたら人数割の分をある意味横領することになるのでできな

いと判断をされている場合もあります。

また逆に、インフラ整備など町への要望は原則区長さんを通じて行うことになっておりますが、その場合、町民税を納めてあるにも係わらず、組合未加入者の方の声が届きづらいということもあります。

そこで、町民全体の共通認識としての様々な場合の対応指針を区長会で示していただき、ただでさえ区役員を引き受けていただくのが困難な社会背景の中で、少しでもお世話をされる方の心身への苦労を軽減できるようにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

町長にお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまの荒牧議員の「組合未加入者への行政区の対応指針について」のご質問についてお答えいたします。

初めに、各行政区で開催されます各区主催の敬老会につきましては、各区均等割り及び区内の住民基本台帳における75歳以上の高齢者の人数割りを積算根拠といたしまして補助金を交付いたしております。その用途につきましては、区が主体として取り組めるよう、また、長年積み重ねてこられましたそれぞれの区の実績を鑑みて、各行政区のご判断にお任せしているところでございます。

敬老会の対象者として、組合未加入者を対象としているところやそうでないところ、様々ではあるようでございますが、これも各区主催であることから判断はお任せしております。未加入者を対象とすることにより、区費からの持ち出し分を未加入者が使用するというご指摘の要素はございますが、その反面、未加入者に対して今後加入いただくきっかけづくりとして期待している一面もあるのではないかと思います。

町からのお祝いをお渡ししておりますから、組合未加入の方々に対しては、敬老会にご案内していない場合でも、当日の記念品をお届けしている区もあると聞いております。詳細は、今年度の敬老会開催後、区長会にていろいろな項目を確認して、またご報告したいと思います。

敬老会の開催にあたりましては、その準備から開催まで、この役員の方々には様々なご苦労があることと存じますが、参加されている方々が非常に喜ばれていることも踏まえて、継続的に開催をお願いしたいと存じます。

次に、インフラ整備などの要望についてでございますが、現在、議員が言われるとおり、行政区から町への要望は、区内の要望を各区長に取りまとめでいただきま

して、区の意見としてまとめて要望いただいているところでございます。

また、個人的な要望の場合につきましては、役場入口に設置しています投書箱、ホームページ、電話等によりご意見をお伺いしており、緊急修繕等すぐに対応できるものにつきましては、現場を確認して対応しているところでございます。

ただし、例えば側溝を設置するといった区内の優先順位が発生するもの、横断歩道を設置するといった区内住民の多数の同意が必要なものなどにつきましては、原則として区からの要望という形式としているところでございます。

最後に、組合未加入者への行政区の対応指針についてでございますが、まずは未加入者に加入いただくことが最善であると考えております。

現在、区長会の中でも、近年減少傾向にある組合加入率の上昇をテーマにして検討を重ねていらっしゃるところでございます。町といたしましても、支援できるところは行っていきたいと考えております。

また、第6次総合計画にもあるとおり、地域のニーズや問題点の把握、地域の課題解決連絡・支援体制の構築などを行うため、全行政区内に地域担当職員を配置する検討を現在進めているところでございます。

今後も区役員の方々の苦労も軽減できるよう、様々な検討を進めて実行してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問どうぞ。

荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 今の法律では、強制して組合に入ってくださいというのはこれできない現状であることは重々わかっております。

ただ、それにしても、今、町長答弁の中でありましたように、敬老会に来ていただいたらこれをきっかけに入っていただけるかもしれないという機会なのは、これ確かに言われてみればその通りだなと思いますが、まず第1に転入届を出しに来られたとき、ここが一番問題であろうと思うんですが、その件についてちょっと総務課長担当課長ですからお尋ねしたいんですが、何年か前に組合加入マニュアルみたいな冊子を一度配られて、そのあと配られてないっていうような話なんですけれども、実際に本当に配られたのか、それを配られなくなったのはなぜなのか。

区長会の中では、その辺り組合加入を強く促進していただくように行政としてお願いしてあるのか。

その辺りの実務をちょっと、わかる範囲でお尋ねしてよろしいでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（立花 博友） マニュアル的なものっていうのは、当初作ってお渡しはしていたと、現在でも来られた方に転入時に総合窓口の方で組合加入のお知らせとか、そういうペーパーを転入された方には皆さんお渡ししているところがございます。

区に関しましては、区長会の中で最近ちょっと組合への加入率が減ってきているということで、皆さん今区長会の中でもお話しいただいております。最終的に総務課としてもその中に入って、できることに関しましては、やっていきたいと思えます。なかなかそれで絶対に入りなさいとかいうことで強制力が出せないっていうのが、やっぱりちょっとつらいところがございますが、できるだけ、町民の皆様になしく転入された方に組合に入ってもらいたいような努力というのは、こちらとしてもやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） すみません、再確認で、私が聞いたかったのは、区長会で冒頭の毎年入れ替えがありますよね、それ何年か前に、区の方への加入マニュアルみたいな冊子を区長会で一度配られて、そのあと配られてないっていう話なんで。もし本当に配られてないんだったら、何か問題があったのか、それとも申しわけないんですけど、行政としてそこまで強く言うのをやめようという算段だった。

その配られなくなったとしたら、どういう意味だったのかちょっとお尋ねしてるんですが。

○議長（阿部 寛治） はい、立花総務課長。

○総務課長（立花 博友） 大変申しわけございません。

その辺り詳しいことが私のほうでまだ把握させていただいておりませんが、冊子的なものはその中でお渡しして、私もそのマニュアルっていうのは見せていただいているんですが、どこまでそれを配ってるかっていうのはちょっと把握しておりませんので、大変申しわけございません。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） その町で配られているっていうのは、私の手元にないんですが、たまさか私が住んでおります行政区下町区で、区長さんが何年か前から、こういう格好で新しく入って来られた方にお配りになったら、こういうご時世ですので、100枚配って100枚戻ってくるっていうわけじゃないんですが、これを見て電話をかけてこられた方は、100%入ってらっしゃるといことなんで、こういう

1枚をお持ちするのも大事だろうと思うんですが、ただこれを「各々やりなさい」って言うよりも行政として最初に入って来られた時に、「何々区になります。区長さんは誰々です。組合は何々です」って言うところまで書いてお渡しして、こういうことがあるもので、デメリットを言っちゃいけないんでしょうけど、もし組合に入らなかったら、例えば災害時に共助の世界で組んでやっていますけど、そこであぶれるかもしれないって言ったら失礼ですが、そういうことまできっちり説明することが大事だろうと思いますし、町長にお願いしたいのは、もしよろしければ、これ下町区長独自に作ってらっしゃいますが、入って来られた時に皆さんにお配りできるような業者に頼むんじゃなくて、実際ここに住んでいる町の方に皆さんに公募をかけて「こういうのはどうでしょうか」っていうのを作ってもらって、お配りしていただくというような格好が非常によろしいんじゃないかなとも思うんですが、その辺りは可能かどうかちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまのご意見に答弁する前に、住民課長の方で総合窓口での現状をどういうふうな形で来られた方にお渡ししているかということも含めて、例えば「何々区で、区長さんどなたですよ」っていうことを、私も確認しておりますので、私から質問いたします。

○議長（阿部 寛治） はい、住民課長。

○住民課長（田村 明広） 先ほど総務課長が申しましたけれども、転入の際には、88番の窓口で、共立の方が対応しますけれども、その際に、「組合加入のお願い」ということで、1枚もののペーパーになりますけれども、「あなたがお住まいになられるところは、何々区の何という組合です」ということでご案内は、これは以前からですけれども、現在でも継続して行っているところでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 今、議員からご意見がありましたことにつきましては、やっぱり手をかけずといいたいまいしょうか、手づくりで、そして効果のあるものをしっかり作っていくことは大変重要であろうかと思っておりますので、積極的に取り組んでいくことをお約束いたします。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） お願いですが、下の投書箱がある云々、その点の事は、僕らは分るんですが、一般の住民の方、お一人お一人にその周知がいてないと思う

んで、住民課なのか、総務課なのかわかりませんが、非組合員の方にはこういう道がありますというのを、きっちりお知らせしていただきますようお願いして終わります。

○議長（阿部 寛治） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、散会いたします。

散会 午後 1 時 3 5 分